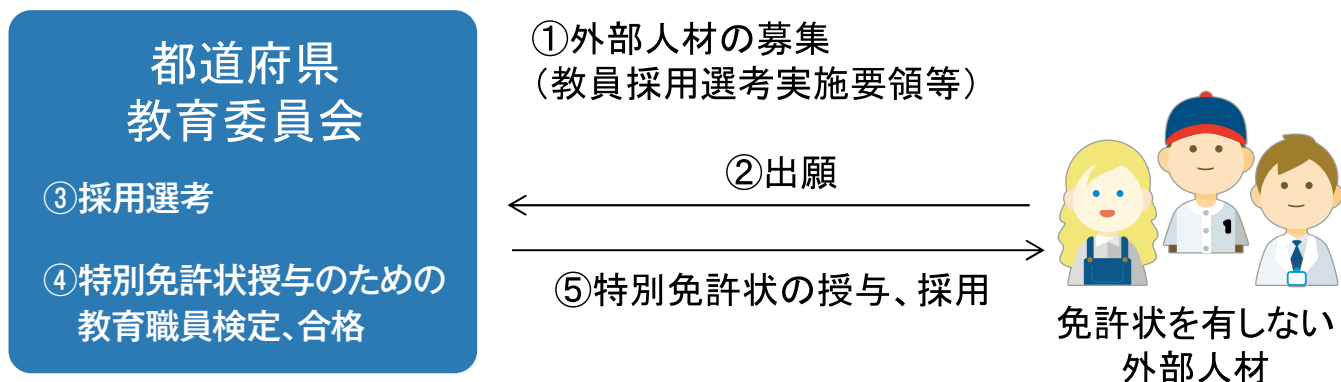
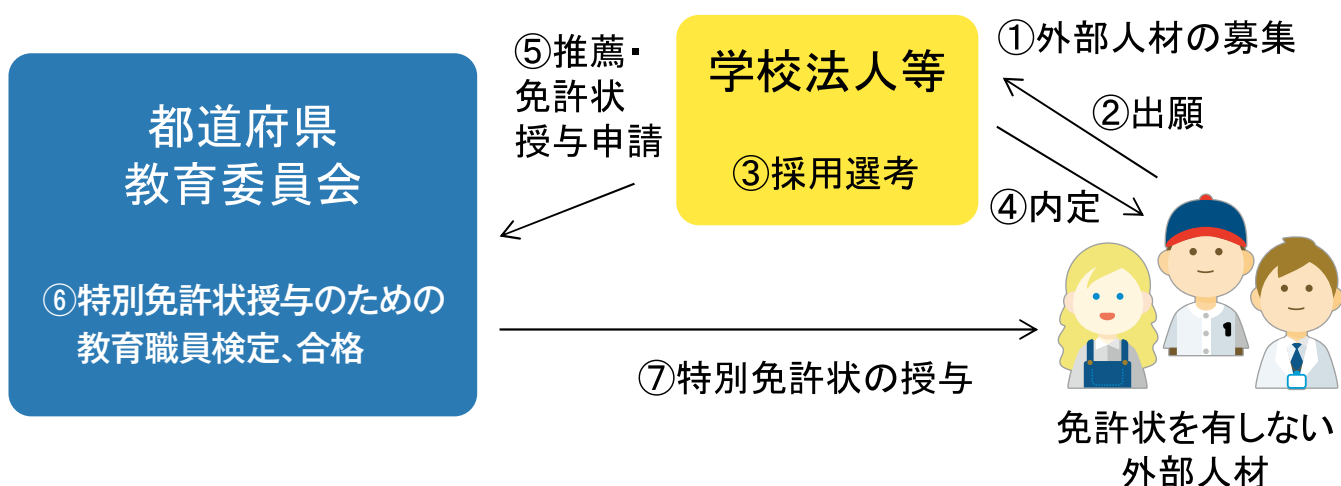


特別免許状授与までの流れ(例)

(1) 免許状の授与権者(都道府県教育委員会)が採用者の場合



(2) 採用先の推薦を得て特別免許状が授与される場合



近年では、教員免許状を有していない者に対して、教員採用選考と特別免許状授与のための教育職員検定を並行して実施し、双方に合格した場合に特別免許状を授与して教員として採用する都道府県教育委員会も増加しています。(スペシャリスト採用等)

【採用後の研修について】

特別免許状を授与された人が勤務するにあたっては、学年主任や教科主任からの個別指導や、教職大学院と連携して大学院レベルの研修を実施するなど、各任命権者において必要な研修が行われています。

また、中堅教諭等資質向上研修を始めとして、各自治体が実施する研修も受講することとなります。